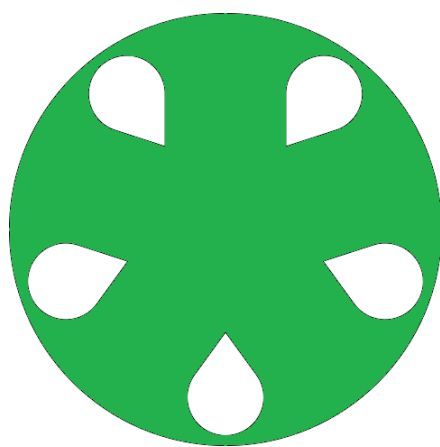


大石田町障がい福祉計画

(第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画)



令和6年3月
山形県大石田町

目次

I	計画の基本的理念等	1
1.	計画に係る法令の根拠	1
2.	趣旨	1
3.	基本的理念	1
4.	目的及び特色	1
5.	計画の位置付け	2
6.	計画の期間及び見直しの時期	2
7.	計画の達成状況の点検及び評価	2
II	第7期障がい福祉計画	3
1.	令和8年度の成果目標の設定	3
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標	3
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	3
(3)	地域生活支援等の充実に係る目標	4
(4)	福祉施設から一般就労への移行等に係る目標	5
(5)	相談支援体制の充実・強化等に係る目標	7
(6)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る目標	7
2.	障がい福祉サービスの必要な見込量及び確保のための方策	8
(1)	各年度における指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方	8
(2)	指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込	9
(3)	必要な見込量の確保のための方策	11
3.	地域生活支援事業の実施に関する事項	12
(1)	地域生活支援事業の実施に関する考え方	12
(2)	実施する事業の内容及び各年度の見込量	12
(3)	各事業の見込量確保のための方策	12
III	第3期障がい児福祉計画	14
1.	令和8年度の成果目標の設定	14
(1)	障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標	14
2.	障がい児福祉サービスの必要な見込量及び確保のための方策	15
(1)	各年度における障がい児福祉支援サービスの実施に関する考え方	15
(2)	障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な量の見込	16
(3)	必要な見込量の確保のための方策	16
IV	資料編	17

「障害」と「障がい」の表記について

平成19年3月から、県が法令名や法定の制度の名称、他の機関の名称などの固有名詞などを除き、「障害」を「障がい」と表記することにしたことを受け、本町でも「障がい」と表記しています。

I 計画の基本的理念等

1. 計画に係る法令の根拠

大石田町障がい福祉計画(以下「計画」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の2つの計画を、一体として策定する計画です。

2. 趣旨

本計画は、「第7次大石田町総合振興計画」基本目標の一つ「健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、障がい者福祉の充実を図るため、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(以下「障がい福祉サービス等」という。)並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援(以下「障がい児通所支援等」という。)の提供体制の確保が計画的に図られるように定める計画です。国の定める「基本指針」(※)に即して、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画として策定します。

※国の定める「基本指針」

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年厚生労働省告示第116号)

3. 基本的理念

- (1) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。
- (2) 他市町村との障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の内容に格差のないようにします。
- (3) 地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図ります。
- (4) 障がい者の積極的な社会参加を推進します。
- (5) 障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう支援の提供体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

4. 目的及び特色

本町においては、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくことが求められています。

障がいの有無に関わらず、大石田町民としての質の高い生活の実現を目指し、あらゆる場面での基本的人権が保障される社会を実現するため、この計画を策定します。

「障がい者」とは年齢に関わりなく身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい、高次脳機能障がい等に起因する身体または精神上の障がいを有する人で、長期にわたり生活上の支障を持つ人、「障がい児」とは児童福祉法で規定する障がい児とします。

また、この計画は本町における他の計画との整合性を併せもつものです。

5. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

併せて、「第 7 次大石田町総合振興計画」及び「大石田町地域福祉計画」を踏まえ、大石田町が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等と、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等を提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量並びにその方策を定める計画です。

6. 計画の期間及び見直しの時期

この計画は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間の計画とします。

7. 計画の達成状況の点検及び評価

大石田町障がい福祉計画の各年度における達成状況等については、定期的に調査、分析及び評価を行い、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら必要があると認めるときは、計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じるよう努めます。

II 第 7 期障がい福祉計画

1. 令和 8 年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標

【国の基本指針】

- 令和 4 年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和 8 年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

国の基本指針を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。新規での施設入所受け入れと、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和 8 年度末の利用者数の見込を設定します。

表 1 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標

	数値	考え方
現時点の施設入所者(A)	17 人	令和 4 年度末の施設入所利用者数
目標年度の施設入所者数(B)	16 人	令和 8 年度末時点の施設入所利用者数
【目標値】地域生活移行者数(C) [地域生活移行率](C)/(A)	2 人 11.76%	現時点の施設入所者のうち、目標年度末までにグループホーム等へ移行する者の数
【目標値】削減見込(A-B) [減少率]((A)-(B))/(A)	1 人 5.88%	差引減少見込数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

【国の基本指針】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

- 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 令和 8 年度末における入院 3 か月後時点、入院後 6 か月時点及び入院後 1 年時点の退院率の目標値をそれぞれ 68.9%以上、84.5%以上及び 91.0%以上として設定することを基本とする。

国の基本指針を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。

表 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	令和 8 年度末の数 (町又は圏域での設置)

(3) 地域生活支援等の充実に係る目標

【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を進めることを基本とする。

国の基本指針を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。地域生活支援の充実に進めていきます。

表 3 地域生活支援等の充実に係る目標

	数値	考え方
地域生活支援拠点の確保	1か所	令和 8 年度末の数 (圏域での整備)
地域生活支援拠点等の効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	体制構築	令和8年度まで整備(※)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回以上	令和 8 年度における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数 (圏域での整備)
強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制の整備	体制構築	強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制の整備(※)
連携先市町村	村山市、東根市、尾花沢市	

(※)圏域での体制整備も含め検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

【国の基本指針】

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を見て取組を進めることを基本とする。

国の基本指針とこれまでの実績及び地域の実情を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。

表4 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の年間一般就労移行者数(B)	3人	令和8年度中に施設を退所し、一般就労する者の数
【増加率】(B)/(A)	1.5倍	(1.28倍以上とする)
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(C)	0人	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者
目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(D)	2人	就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】(D)/(C)	皆増	(1.31倍以上とする)

現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(E)	1人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(F)	2人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】(F)/(E)	2.0倍	(1.29倍以上とする)
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(G)	1人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(H)	2人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】(H)/(G)	2.0倍	(1.28倍以上とする)
現在の就労定着支援事業の年間利用者数(I)	0人	令和3年度中に就労定着支援事業を利用した者の数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数(J)	2人	令和8年度中に就労定着支援事業を利用した者の数
【増加率】(J)/(I)	皆増	(1.41倍以上とする)

(5) 相談支援体制の充実・強化等に係る目標

【国の基本指針】

- 令和 8 年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

国の基本指針を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。

表 5 相談支援体制の充実・強化に係る目標

	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	村山市、東根市、尾花沢市と連携して基幹相談支援センターを設置し、実施体制を確保する
個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会体制の確保	令和 8 年度における地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために、必要な協議会の体制を確保する

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る目標

【国の基本指針】

- 令和 8 年度末までに、都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

国の基本指針を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。

障がい福祉サービス等に係る研修への積極的参加を図ります。

2. 障がい福祉サービスの必要な見込量及び確保のための方策

(1) 各年度における指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方

- ① 必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実させます。
障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスについては、障がいの種別に関わり無くサービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。
- ② 希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実させます。
利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実します。
一般就労した障がいをお持ちの方が、職場に定着できるよう就労定着に向けた支援を促進します。
- ③ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進します。
地域生活移行を進めるうえで重要となる共同生活援助施設としてのグループホームは、利用の希望に沿えるよう施設の充実や整備を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。また、就労移行支援や就労継続支援事業等の適切な利用により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行や、働く場の拡大を図ります。
地域移行の促進が図られるよう、利用者や家族への情報提供を行います。
- ④ 必要な入所施設の整備を検討していきます。
地域におけるニーズを的確に把握し、必要な入所施設の整備を推進します。新規整備施設については、これまでの単なる入所施設ではなく、グループホームや短期入所、地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う地域生活支援型施設として整備を検討していきます。
- ⑤ 相談支援の提供体制を確保します。
障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。
また、発達障がい者等に対する支援体制の確保に努めるとともに、相談支援体制の検証と評価を行いながら、更なる充実に向けた検討を行います。

(2) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込

令和2年度から令和4年度の実績を基に、利用ニーズ、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、利用者数・見込数を設定しています。

① 訪問系サービスの見込量

当該見込量は、1月当たりの平均値で算出しています。

表6 訪問系サービスの現状と計画値

	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用人数(人/月)	4	8	8	8
	利用時間(時間/月)	24	38	38	38
重度訪問介護	利用人数(人/月)	1	1	1	1
	利用時間(時間/月)	691	692	692	692
同行援護	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0
行動援護	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0

※訪問系サービスについては、「居宅介護」の利用人数が増加傾向にあるため、伸び率を勘案し見込数を設定しています。

② 日中活動系サービスの見込量

当該見込量は、1月当たりの平均値で算出しています。

表 7 日中活動系サービスの現状と計画値

	単位	令和 4 年度 (実績)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	利用人数(人/月)	20	17	17	17
	利用日数(日/月)	395	324	324	324
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0
就労移行支援	利用人数(人/月)	5	10	10	10
	利用日数(日/月)	86	172	172	172
就労継続支援 (A 型)	利用人数(人/月)	6	6	6	6
	利用日数(日/月)	133	157	157	157
就労継続支援 (B 型)	利用人数(人/月)	21	21	21	21
	利用日数(日/月)	389	424	424	424
就労定着支援	利用人数(人/月)	0	2	2	2
	利用日数(日/月)	0	24	24	24
就労選択支援	利用人数(人/月)		0	0	0
	利用日数(日/月)		0	0	0
短期入所	利用人数(人/月)	1	1	1	1
	利用日数(日/月)	3	2	2	2
療養介護	利用人数(人/月)	0	0	0	0

※ 日中活動系サービスについては、「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援」が増加傾向にあり、伸び率を勘案し見込量を設定しました。その他、「自立訓練」、「就労定着支援」、「短期入所」、「療養介護」については、令和4年度と同量の利用を見込んでいます。「就労選択支援」については、新しく追加されるサービスのため実績がなく、ニーズに合わせて対応していきます。

③ 居住系サービスの見込量

当該見込量は、1月当たりの平均値で算出しています。

表 8 居住系サービスの現状と計画値

	単位	令和 4 年度 (実績)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	利用人数(人/月)	0	0	0	0
共同生活援助	利用人数(人/月)	15	15	15	15
施設入所支援	利用人数(人/月)	18	17	16	16

※ 居住系サービスについては、「共同生活援助」及び「施設入所支援」にて、令和4年度実績分を確保しつつ、成果目標を踏まえ、見込量を設定しています。

④ 相談系サービスの見込量

当該見込量は、1月当たりの平均値で算出しています。

表 9 相談系サービスの現状と計画値

	単位	令和 4 年度 (実績)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	利用人数(人/月)	74	74	74	74
地域移行支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
地域定着支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0

(3) 必要な見込量の確保のための方策

- ① 指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の事業を行う意向を有する事業所の把握及び情報提供等により多様な事業者の参入を促進します。
- ② 地域生活や一般就労への移行を促進するため、訪問系及び通所系サービスやグループホームの利用充実を図ります。
- ③ 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進を図ります。

3. 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 地域生活支援事業の実施に関する考え方

- ① 障がい者や障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に柔軟に対応する障がい者支援のための事業を実施します。
- ② 広域的、専門的支援については、各関係機関、専門機関の支援をいただきながら、地域に存在する資源を生かし、地域における日常社会生活に関する一般的な支援を中心に地域生活支援事業を実施します。

(2) 実施する事業の内容及び各年度の見込量

- ① 地域生活支援事業については、令和 2 年度から令和 4 年度までの実績数値を基礎にして実施事業、実施量を見込ながら、令和 4 年度までに実績のない事業であっても、必要とされる事業等については、その実施を見込んでいます。
(具体的見込量については別表参照)

(3) 各事業の見込量確保のための方策

- ① 地域における障がい者福祉の関係者、関係機関との連携、障がい者本人や家族、支援者との協働により、地域生活支援事業の充実を図り、幅広い事業の展開を目指していきます。

別表

事業区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	0か所	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	0件	1件	1件	1件
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	0回	5回	5回	5回
要約筆記者派遣事業	0回	1回	1回	1回
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	0件	1件	1件	1件
②自立生活支援用具	0件	1件	1件	1件
③在宅療養等支援用具	0件	1件	1件	1件
④情報・意思疎通支援用具	4件	1件	1件	1件
⑤排泄管理支援用具	148件	168件	168件	168件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0件	1件	1件	1件
移動支援事業				
ア 個別支援型	0人	1人	1人	1人
※下段は利用見込時間数(年)	0時間	12時間	12時間	12時間
イ グループ支援型	6人	3人	3人	3人
※下段は利用見込回数(年)	579回	600回	600回	600回
地域活動支援センター事業				
基礎的事業	1か所	1か所	1か所	1か所
機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	0人	1人	1人	1人
日中一時支援事業	0人	2人	2人	2人
※下段は利用見込回数(年)	0回	24回	24回	24回
自動車運転免許取得・改造助成 事業	0件	1件	1件	1件

III 第 3 期障がい児福祉計画

1. 令和 8 年度の成果目標の設定

(1)障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

【国の基本指針】

- 令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上を確保することを基本とする。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置

国の基本指針を踏まえ、障がい児及びその家族に対して、効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図るため、下記のとおり成果目標を定めます。

児童発達支援施設(事業所)が町内になく、現在は村山市や東根市に通所しています。単独での事業展開は困難ですが、今後、圏域での利用を視野に入れて提供体制の検討と整備をしていきます。

重症心身障がい児が利用できる事業者数の増加に向けて働きかけを行うとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

表 10 障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

	数値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	令和 8 年度末(※)
障がい児の地域社会への参加包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	体制構築	令和 8 年度末
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	各1か所	令和 8 年度末(※)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	令和 8 年度末(※)
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	令和 8 年度末(※)

(※)圏域での設置も含め検討していきます。

2. 障がい児福祉サービスの必要な見込量及び確保のための方策

(1) 各年度における障がい児福祉支援サービスの実施に関する考え方

- ① 障がい児通所支援サービスを充実させます。
- ◆ 障がいのある子どもが地域で生活するためには、本人とその家族を包括的に支える仕組みが必要です。養護者による早期療育の重要性や障がいへの理解・関心が高まっており、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実を図ります。
 - ◆ 重症心身障がい児や医療的ケア児等については、今後、圏域での利用を視野に入れて提供体制の整備を検討していきます。
- ② 相談支援の提供体制を確保します。
- ◆ 障がい児相談支援により、的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図るとともに、必要な通所支援のサービスや、身近な地域でサービスが受けられるよう関係機関等との連携を図ります。
 - ◆ 本町においては、発達的气になる子どもについては、乳幼児健診や訪問等の機会に状況を把握し、早期の気づきにつなげる取り組みを行っています。また、就学に向けて配慮が必要な場合には、教育委員会との連携を図っています。今後も、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、相談支援事業所や関係機関で情報を共有し、適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

表 11 相談支援体制の充実・強化等

項 目	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	基幹相談支援センター設置後、支援体制の充実を図る。

(2) 障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な量の見込

① 障がい児通所支援サービスの見込量

「障がい児通所支援」については、児童の年齢とサービスに関わる利用期間等を考慮して推計しました。

当該見込量は「利用人数」と「利用日数」として算出し、1か月単位とします。

表 12 障がい児通所支援等の現状と計画値

	単位	令和 4 年度 (実績)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	利用人数(人/月)	4	4	4	4
	利用日数(日/月)	47	47	47	47
放課後等デイサービス	利用人数(人/月)	4	4	4	4
	利用日数(日/月)	52	58	58	58
保育所等訪問支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0
医療型児童発達支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0
障がい児相談支援	利用人数(人/月)	8	8	8	8
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置人数	0	0	0	1

(3) 必要な見込量の確保のための方策

- ① 障がい児通所支援のサービス、または障がい児相談支援の事業を行う意向を有する事業所の把握及び情報提供等により、多様な事業者の参入を促進します。
- ② 障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう、障がい児通所支援等の提供体制の整備を推進します。また、保育、保健医療、教育委員会等関係機関との連携体制を充実し、療育支援を図ります。

IV 資料編

第6期大石田町障がい福祉計画到達状況

訪問系サービスの計画と実績(表6)

1か月単位

	令和3年度 計画	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和5年 10月実績	比較
居宅介護	43時間	43時間	43時間	29時間	67.4%
重度訪問介護	692時間	692時間	692時間	692時間	100.0%
同行援護	4時間	4時間	4時間	0時間	0%
行動援護	0時間	0時間	0時間	0時間	—
重度障がい者等 包括支援	0時間	0時間	0時間	0時間	—

日中活動系サービスの計画と実績(表7)

1か月単位

	令和3年度 計画	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和5年 10月実績	比較
生活介護	487人日分	487人日分	487人日分	620人日分	127.3%
自立訓練(機能訓練)	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	—
自立訓練(生活訓練)	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	—
就労移行支援	10人日分	10人日分	10人日分	31人日分	310.0%
就労継続支援(A型)	125人日分	125人日分	125人日分	248人日分	198.4%
就労継続支援(B型)	387人日分	387人日分	405人日分	713人日分	176.1%
就労定着支援	12人日分	12人日分	12人日分	0人日分	0.0%
療養介護	1人分	1人分	1人分	0人分	0%
短期入所	3人日分	3人日分	3人日分	0人分	0%

(注) 人日分という単位は、事業所を利用した人数に日数をかけた延べ回数(人×日)のことです。

目標年度においては、一人あたりの利用平均日数に目標年度の利用推計人員をかけたものになっています。

居住系サービスの計画値と実績(表8)

1か月単位

	令和3年度 計画	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和5年 10月実績	比較
自立生活援助	0人分	0人分	0人分	0人分	—
共同生活援助	17人分	17人分	17人分	15人分	88.2%
施設入所支援	18人分	18人分	18人分	17人分	94.4%

相談系サービスの計画値と実績(表 9)

1か月単位

	令和3年度 計画	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和5年 10月実績	比較
計画相談支援	67人分	67人分	67人分	74人分	110.5%
地域移行支援	0人分	0人分	0人分	0人分	—
地域定着支援	0人分	0人分	0人分	0人分	—

第2期大石田町障がい児福祉計画到達状況

障がい児通所支援等サービスの計画と実績(表 12)

1か月単位

	令和3年度 計画	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和5年 10月実績	比較
児童発達支援	10人日分	16人日分	16人日分	45人日分	281.3%
放課後等デイサービス	63人日分	73人日分	83人日分	35人日分	42.16%
保育所等訪問支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	—
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	—
居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	—
障がい児相談支援	3人日分	3人日分	3人日分	6人日分	200.0%
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	1人	1人	0人	—

障がい(児)者の手帳所持者数[令和5年3月末]

身体障がい者手帳

障がい名	年齢層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	9	5	0	1	0	2	17
聴覚	18歳未満	0	1	0	0	0	1	2
	18歳以上	2	3	4	22	0	12	43
平衡機能	18歳未満	0	0	0	0	0		0
	18歳以上	0	0	0	0	0		0
音声・言語・そしゃく機能	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	0	1	3	2			6
内部	18歳未満	0	0	1	0			1
	18歳以上	54	1	16	23			94
肢体不自由	18歳未満	1	1	0	0	0	0	2
	18歳以上	11	27	37	46	38	16	175
計	18歳未満	1	2	1	0	0	1	5
	18歳以上	76	37	60	94	38	30	335
	計	77	39	61	94	38	31	340

精神障がい者保健福祉手帳

	1級	2級	3級	計
計	7	19	19	45

療育手帳

	重度(A)	中軽度(B)	計
18歳未満	2	8	10
18歳以上	13	55	68
計	15	63	78

用語解説

障害者総合支援法のサービス種類と概要

サービス種類	サービス概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が、外出する際に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)や移動の援護等の必要な援助を行います。
行動援護	行動上著しい困難を有する方が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がいのある本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

児童福祉法のサービス種類と概要(障がい児通所支援:市町村)

サービス種類	サービス概要
児童発達支援	<p>通所利用の未就学の障がいのある子どもに対する支援を行う身近な療育の場です。日常における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子ども等に、居宅訪問をし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。</p>
放課後等デイサービス	<p>学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練、社会交流の訓練や機会の提供等を継続的に支援します。</p> <p>学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
保育所等訪問支援	<p>保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応の専門的な支援等を行います。</p>
障がい児相談支援	<p>○障がい児支援利用援助</p> <p>障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、基本相談支援を行い、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障がい児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業所等との連絡調整を行います。</p>

児童福祉法のサービス種類と概要(障がい児入所支援:都道府県)

サービス種類	サービス概要
障がい児入所施設	<p>障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります。</p> <p>障がい児に対する施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう2012(平成24)年度により一元化が行われました。これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。</p> <p>18歳以上の障がい児施設入所者には、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供します。</p>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抜粋)

※ 障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされています。

【障害者総合支援法(抜粋)】

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び第 89 条第1項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、児童福祉法第 33 条の 19 第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6略)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

児童福祉法(抜粋)

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

【児童福祉法(抜粋)】

第 33 条の 19 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第1項及び第2項において「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第1項及び第 33 条の 22 第1項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び第 33 条の 22 第1項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6略)

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

**大石田町障がい福祉計画
(第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画)**

2024(令和6)年3月

発行 大石田町 保健福祉課

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

TEL(0237)35-2111 FAX(0237)35-2118